

一般不妊治療費助成事業について

串本町では、不妊や不育に悩むご夫婦に対して、一般不妊治療にかかる費用の一部を助成しています。（注）当該ページは令和3年度以降の治療に適用されます。

対象となる方

下記の要件をすべて満たす方

- 夫妻（事実婚関係にあることを町長が認めるものを含む）のいずれか一方が和歌山県内に1年以上住民登録している
- 申請時に串本町に住民登録している
- 各種医療保険に加入している

助成内容

助成額：1年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）につき3万円を限度に助成

助成期間：連続する2の年度助成（助成開始月から24カ月間（2年間）の期間）

※助成を受けた後、出生した又は妊娠12週以降に死産に至った場合、助成期間をリセットできる（再度連続する2の年度助成を受けられる）場合があります。

（注）新型コロナウイルスの感染拡大に伴う令和2年度における取扱いについて

助成する期間については連続する2年間としていますが、治療開始月が平成30年5月から令和3年3月までであって令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延長した場合は、連続する3年間とします（1年度につき3万円を限度かつ3年間で6万円を限度に助成）。

助成対象治療

- 医療保険各法に規定する療養の給付が適用となる不妊治療及び不育治療

例：タイミング療法・薬物治療など

- 医療保険適用外の不妊治療（体外受精及び顕微授精を除く）及び不育治療

例：人工授精など

- 治療の一環として行われる検査及び治療開始前に不妊原因又は不育原因を調べるための検査

※和歌山県不育症検査費助成事業の対象となる不育検査は除きます。

不妊治療を実施する産婦人科・泌尿器科であれば、県内外を問わず、どちらの医療機関を受診していても助成の対象となります。

申請時期

治療を受けた日の属する年度の3月末までに申請してください。

ただし、当該年度分の治療が1月までである場合は翌年度の4月末日まで、2月までである場合は5月末日まで、3月までである場合は6月末日まで申請が可能です。

申請書類

- 一般不妊治療費助成申請書兼請求書
- 一般不妊治療医療機関受診等証明書（薬局での投薬を受けた方は、薬局からの証明書）
- 医療機関発行の一般不妊治療に要した費用に係る領収書
- 戸籍上の夫婦であることを証明する書類（戸籍謄本及び附票・申請日時点で発行後3月以内のもの）
- 夫婦の住所を確認できる書類（住民票・申請日時点で発行後3月以内のもの）
- 妊娠12週以降に死産に至った場合に助成期間をリセットする場合にあっては死産届等
- 事実婚関係にあることを申し立てる場合は、事実婚関係に関する申立書

※必要書類につきましては、串本町子育て世代包括支援センターにご用意しています。来訪するのが心情的に困難な方は、匿名で結構ですのでお電話でご相談ください。

お問い合わせ先

串本町子育て世代包括支援センター 電話番号 0735-67-7007/FAX 番号 0735-62-6306

〒649-3592 和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台690番地5 串本町役場1階